

令和6年度
田川広域水道企業団
(田川広域水道企業団水道事業)

水質検査計画書



伊良原ダム(福岡県京都郡みやこ町)

はじめに

田川地区水道企業団は、田川市、川崎町、糸田町及び福智町の1市3町に水道水を供給する一部事務組合という『地方公共団体』です。田川地区水道企業団と1市3町水道事業を統合(広域化)し、令和元年4月1日から田川広域水道企業団として1市3町水道事業を経営し、令和5年度より事業統合の運びとなりました。

この1市3町1企業団の統合により、経営基盤と技術基盤の強化が図られ、経年化施設の計画的な更新と人口減少社会に対応した水道施設のダウンサイジングが可能となり、現役世代と将来世代の水道利用者様に対して均一で質の高い給水サービスの提供を目指していきます。

計画の内容

1. 基本方針	3
2. 水道事業の概要	3
3. 水源の現状と留意すべき項目	5
4. 水質検査項目の頻度及び地点	5
5. 臨時の水質検査及び水質異常時の対応	8
6. 水質検査体制	9
7. 水質検査方法	9
8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表	9
9. 関係機関との連携	9
10. 健康診断に関する事項	10
○ 水質異常時の対応について	別添【1】	11
○ 水質検査を委託する場合における内容	別添【2】	13
○ 令和6年度 水質検査予定表	表-1	14
○ 浄水における検査項目と検査頻度	表-2	23
○ 原水における検査項目と検査頻度	表-3	28
○ 各検査のセット項目の詳細	表-4	32

1. 基本方針

水道事業者にとって、安全かつ清廉な水の供給を確保することは、最も基本的な義務であり、このため「水道法第20条1項の規定」及び「水道法施行規則第15条」に基づき水質検査計画書を策定し、安全かつおいしい水の供給に努める必要があります。また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）によって行います。なお、その他項目の検査は、上水試験方法（日本水道協会）等に則り行います。

田川広域水道企業団（以下：企業団）が令和5年4月1日から、各関係市町（田川市、川崎町、糸田町及び福智町）の水道事業を1つに統合して事業運営を行うに当たり、需要者の皆様には、従来と変わらず水質検査がどのように行われ水道水の安全性が確保されているかについて、毎事業年度開始前に水質検査計画書の作成及び公表を行い、お客様のご指摘を考慮し信頼される水道水の供給に努めます。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和4年度末）

給水区域	田川市	川崎町	糸田町	福智町
給水人口(人)	44,587	13,793	7,983	19,932
計画1日最大給水量(m ³)	48,200	15,700	8,350	21,900
1日最大給水量(m ³)	19,260	8,006	3,735	10,790
1日平均給水量(m ³)	17,893	6,005	2,868	8,413

(2) 浄水施設の概要

施設名	水源の種別	リスクレベル※	浄水処理方法	R04年度 1日平均浄水量(m ³)
大内田浄水場	伊良原ダム放流水	4	急速ろ過 塩素消毒	23,108
伊田浄水場	田原水源（中元寺川 表流水）	4	急速ろ過 塩素消毒	7,846
	成道寺水源（彦山川 表流水）	4		
	川宮水源（浅井戸）	3		
丸山浄水場	位登水源（伏流水）	3	急速ろ過 塩素消毒	2,510
	湖沼水（休止中）	—		
川崎浄水場	中元寺川水源（表流水）	4	緩速ろ過 塩素消毒	3,780
原浄水場	* 6号水源（深井戸）	2	—	0
	* 緊急時使用 通常は、大内田浄水場浄水を受水	—		
上河原浄水場	上河原水源（伏流水）	2	塩素消毒	1,010
天郷浄水場	天郷1号水源（深井戸）	2	塩素消毒	100
	天郷2号水源（深井戸）	2		
	天郷3号水源（深井戸）	2		
上桜浄水場	貴船水源（浅井戸）	2	急速ろ過 塩素消毒	400
上金田浄水場	彦山川水源（伏流水）	3	緩速ろ過 塩素消毒	0
伊方浄水場	白髪川水源（表流水）	4	急速ろ過 緩速ろ過 塩素消毒	950
	伊方水源（浅井戸）	3		
弁城浄水場	弁城川水源（表流水）	4	緩速ろ過 塩素消毒	60

※ 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染の判断についての「リスクレベル」

3. 水源の現状と留意すべき項目

〈ダム放流水〉

原水について	伊良原ダム放流水(伊良原ダム放流水、耶馬溪ダム放流水、油木ダム放流水 混合)
留意すべき水質状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時などに濁度が上昇することがある。 ・ 降雨や藻類の光合成により、pH が変動することがある。 ・ 藻類(微小藻類)の繁殖により、ろ過障害やカビ臭が発生することがある。 ・ 油類などによる突発汚染事故の可能性はある。 ・ 農薬流入の可能性はある。
留意すべき水質項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ pH 値 ・ 色度 ・ 臭気物質 ・ 有機物等 ・ 重金属 ・ 電気伝導率 ・ クリプトスポリジウム等 など

〈表流水(河川水)〉

留意すべき水質状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時などに濁度が上昇することがある。 ・ 降雨や藻類の光合成により、pH が変動することがある。 ・ 藻類(微小藻類)の繁殖により、ろ過障害やカビ臭が発生することがある。 ・ 有機物等の増加によるトリハロメタン類が上昇することがある。 ・ 油類などによる突発汚染事故の可能性はある。 ・ 農薬流入の可能性はある。
留意すべき水質項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ pH 値 ・ 色度 ・ 臭気物質 ・ 有機物等 ・ 重金属 ・ クリプトスポリジウム等 など

〈地下水(浅井戸・深井戸・伏流水)〉

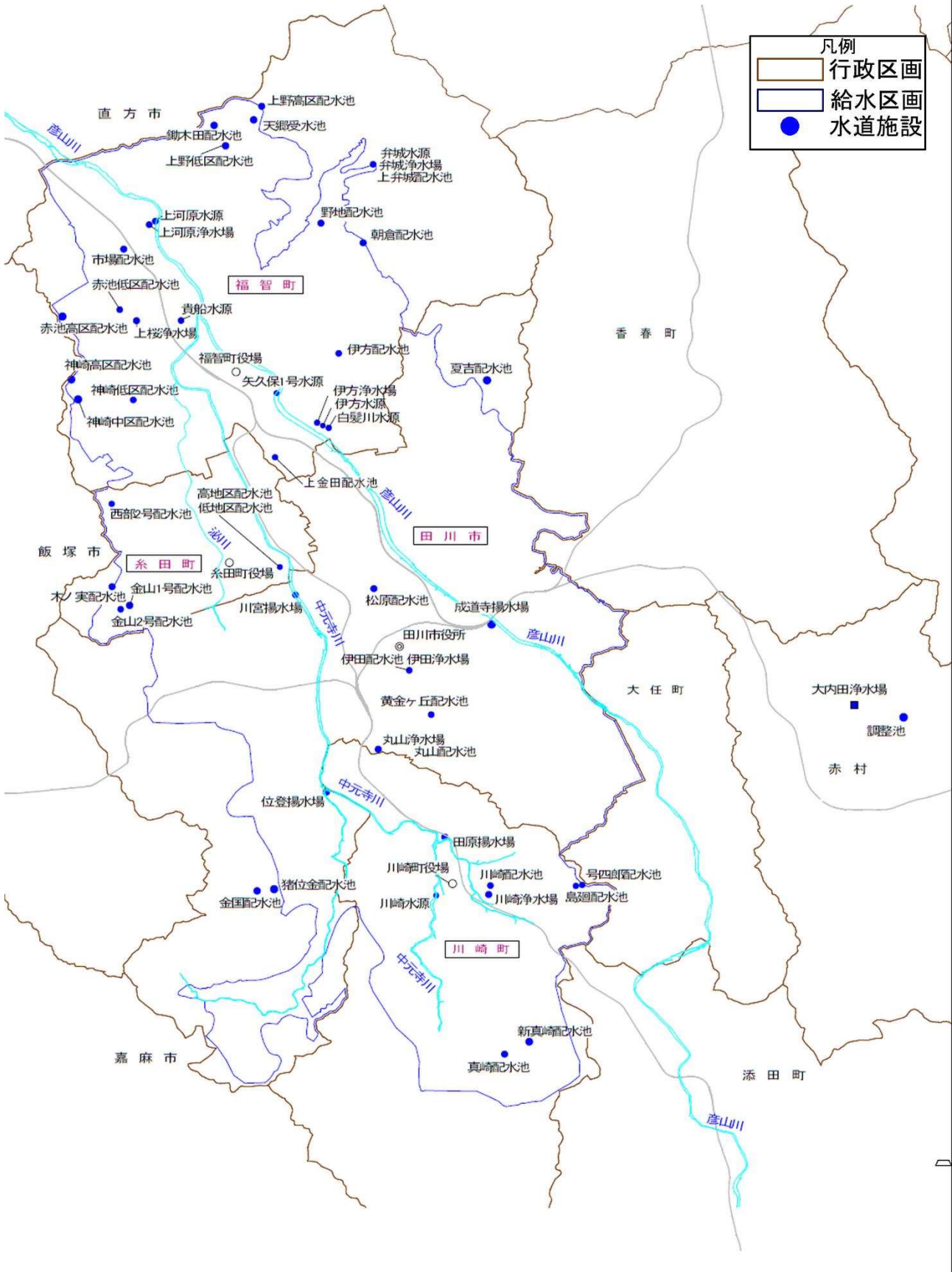
留意すべき水質状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地質由来により、鉄、マンガン、ヒ素等の重金属が検出されることがある。 ・ 重金属により、水が着色されることがある。
留意すべき水質項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ 色度 ・ 重金属 など

4. 水質検査項目の頻度及び地点

田川広域水道企業団では、浄水において法令で義務づけられている毎日検査及び月次検査(水質基準項目及び水質管理上留意すべき項目である、水質管理目標設定項目について検査)を行います。

〈給水エリアと水道施設の位置図〉

田川広域水道企業団給水区域図



○ 毎日検査

水道法施行規則第 15 条により、「1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」とあることから、各浄水場の系統を代表する箇所の給水栓から検査を行います。

○ 月次検査

水道法で定められた水質基準項目等を管末給水栓で実施します。ただし、企業団浄水場については、送水施設等で濃度が上昇しないことが明らかな項目については、浄水場出口で実施します。

水道法及び関係法令等に従い、定められた採水地点及び項目並びに頻度で実施します。

※ 令和 6 年度 水質検査予定表 …………… 表-1

厚生労働省令第101号(平成 15 年)、第 142 号(平成 15 年)、第 135 号(平成 19 年)、第 174 号(平成 20 年)、第 18 号(平成 22 年)、第 11 号(平成 23 年)、第 15 号(平成 26 年)、第 29 号(平成 27 年)、第 38 号(令和2年)に定める基準項目及び水道法関連法令ならびに「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に定める内容に従い設定します。

(1) 浄水における項目・頻度の考え方

- ① 水道法により概ね1ヶ月ごとに検査を行うことが義務付けられている項目(省略が不可能な項目)は、毎月検査を行います。
- ② 水道法により概ね3ヶ月ごとに検査を行うことが義務付けられている項目は、年 4 回検査を行います。
- ③ 厚生労働省令第 142 号(平成 15 年)の三-ハに示されている 28 項目について、過去3年間の検査結果において、基準値の 1/5 を超えた項目については年 4 回検査を行います。また、検査頻度を年 1 回に省略してもよい項目であっても、水質管理において監視すべきと判断した項目については、年 4 回に頻度を上げて検査します。
- ④ 水質管理目標設定項目のうち浄水での確認が必要な項目については、各浄水場の系統を代表する地点で検査を行います。また、従属栄養細菌については、消毒過程での細菌の挙動、配水池における塩素の消失や水の滞留の状況を評価するために、夏期に検査を行います。
- ⑤ ダム水及び表流水を原水とする浄水において、夏期の異臭物質(カビ臭物質:2-メチルイソボルネオール、ジェオスミン)について、予防及び対策のため、検査頻度を上げて検査します。
- ⑥ 「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」(平成24年3月5日付 健水発 0305 第2号厚生労働省課長通知)に基づき、放射性セシウム134及び137並びに放射性ヨウ素 131 について、各浄水場の代表地点で年1回検査を行います。
- ⑦ 上記①～⑥を基本的な考えとし、過去の検査結果や原水の留意すべき項目を考慮して、採水地点ごとに決定します。

※ 浄水における検査項目と検査頻度 …………… 表-2

(2) 原水における項目・頻度の考え方

- ① 各水源において原水全40項目を年 1 回検査します。また、ダム水及び表流水において異臭味及び消毒副生成物・ろ過障害対策のために植物プランクトン(生物試験、ピコプランクトン試験)及び有機物を対象とした検査を行い水質監視します。
- ② 水質管理目標設定項目のうち原水での確認が必要な項目については、使用量の少ない浅井戸を除くすべての水源において検査を行います。
- ③ ダム水及び仕様量の多い表流水を水源としている箇所については、農薬類について検査を行います。項目選定のための資料として、使用量の最も多い伊良原ダムについては、水質管理目標設定項目に示された農薬類の項目を参考にします。表流水については、農協発行の防除暦及び農薬販売実績を取り寄せ、使用量が多く水源周縁及び上流域で主に水稻に使用する農薬の成分を選定します。目標値を超えて検出された場合は、直ちに浄水で確認検査を行います。
- ④ 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日健水発第0330005号厚生労働省課長通知)に基づき、クリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査を行います。また、通知に示された検査頻度について、原水の状況及び周辺の環境から水質管理において監視すべきと判断した地点については、頻度を上げて検査します。クリプトスポリジウム等(クリプトスポリジウム及びジアルジア)が検出された場合は、直ちに浄水で確認検査を行います。
- ⑤ ダイオキシン類検査については、過去に問題となったことはありませんが、ダム水及び使用量の多い表流水について年1回検査を行います。
- ⑥ 上記①～⑤を基本的な考えとし、過去の検査結果や季節変動・経年変化等を考慮して、採水地点ごとに決定します。

※ 原水における検査項目と検査頻度 …………… 表-3

5. 臨時の水質検査及び水質異常時の対応

臨時の水質検査は、水道法施行規則第15条2に基づき、下記のような状況が生じ、水質基準に適合しないおそれがある場合に行います。また、事態が終息し水道水の安全性が確保されるまで検査を継続します。

- ア 水源の水質が著しく悪化したとき
- イ 水源に異常があったとき
- ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- エ 浄水工程に異常があったとき
- オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- カ その他特に必要があると認められたとき

※ 水質異常時の対応について …………… 別添【1】

6. 水質検査体制

企業団では、水質検査の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を要求しています。この体制を保証するため、公益社団法人日本水道協会の認定する「水道水質検査優良試験所規範(水道 GLP)」を取得している、厚生労働省登録検査機関に委託します。また、厚生労働省等が実施する外部精度管理試験に参加し、結果が適正であることを確認します。また、内部精度管理体制を充実させていることを義務付けています。

大内田浄水場及び各浄水場内の工程検査については、企業団で行います。

※ 水質検査を委託する場合における内容 …………… 別添【2】

7. 水質検査方法

毎日検査及び水質基準項目並びに水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等)によって行います。なお、その他項目の検査は、上水試験方法(日本水道協会)等に則り行います。法令等の改正や新たな通知の内容については、最新の内容にて実施します。

8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は、事業年度開始前に企業団ホームページに掲載します。合わせ企業団本部窓口でも閲覧できるようにします。また、水質検査結果についても、企業団ホームページに掲載します。

翌年度の水質検査計画の作成に反映させるために、過去3年間の検査結果を精査し課題点の抽出を行います。また、水道利用者の皆様からお寄せいただいたご意見も、水質検査計画の見直しの参考にします。

※ 過去の水質検査データの集計表 …………… 別紙〈水質検査集計表〉

9. 関係機関との連携

水道水源汚染の監視のため、「田川地区水道事業者連絡協議会」、「山国川水系水道事業者連絡会」、近隣市町村及び厚生労働大臣登録検査機関と常に連携を図り、汚染の早期発見に努めるとともに、事故が発生したときは直ちに適切な対策を講じます。

10. 健康診断に関する事項

水道法第21条の規定により、浄水場で勤務する職員は、検便検査を水道法施行規則第16条に基づきおおむね6カ月ごとに1回実施します。また、浄水場内の施設の改修及び補修工事を行う場合は、その従事者に対して臨時的に検便検査を行います。

水質異常時の対応について

水質異常時の対応については、以下によるものとします。

- I. 基準省令の 1.一般細菌 2.大腸菌 3.カドミウム及びその化合物 4.水銀及びその化合物 5.セレン及びその化合物 6.鉛及びその化合物 7.ヒ素及びその化合物 8.六価クロム化合物 9.亜硝酸態窒素 10.シアン化物イオン及び塩化シアン 11.硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 12.フッ素及びその化合物 13.ホウ素及びその化合物 14.四塩化炭素 15.1,4-ジオキサン 16.シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 17.ジクロロメタン 18.テトラクロロエチレン 19.トリクロロエチレン 20.ベンゼン 21.塩素酸 22.クロロ酢酸 23.クロロホルム 24.ジクロロ酢酸 25.ジブromokロメタン 26.臭素酸 27.総トリハロメタン 28.トリクロロ酢酸 29.ブromोजクロメタン 30.ブromホルム 31.ホルムアルデヒドの 31 項目についての事項

(1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ人の健康を害するおそれがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。具体的には次のような場合が考えられます。

- ①. 水源又は取水、若しくは導水の過程にある水が浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物、若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ②. 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ③. 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき、また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合には直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止します。
 - イ. 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
 - ロ. 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
 - ハ. 魚が死んで多数浮上した場合

(2) 関係者への周知

水質に異常が発生したこと又はそのおそれが生じたことをその水が供給される者、又は使用する可能性のある者に周知するときは、広報車、公式ホームページ、報道機関を通じて緊急事態にふさわしい方法で対応します。

Ⅱ. 基準省令の 32.亜鉛及びその化合物 33.アルミニウム及びその化合物 34.鉄及びその化合物 35.銅及びその化合物 36.ナトリウム及びその化合物 37.マンガン及びその化合物 38.塩化物イオン 39.カルシウム、マグネシウム等(硬度)40.蒸発残留物 41.陰イオン界面活性剤 42.ジェオスミン 43.2-メチルイソボルネオール 44.非イオン界面活性剤 45.フェノール類 46.有機物(全有機炭素(TOC)の量)47.pH 値 48.味 49.臭気 50.色度 51.濁度の 20 項目についての事項

基準値を超過し生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保するよう対応します。

水質検査を委託する場合における内容（法第 20 条第 3 項の規定）

・委託の範囲

① 具体的な検査項目、頻度

令和 6 年度 水質検査予定表

令和 6 年度 水質検査頻度表

※ 各検査のセット項目の詳細 …………… 表-4

② 試料の採取及び運搬方法

検査予定表に従い、企業団職員が採水を行い、各施設で検査機関に受け渡しを行います。

一般細菌・大腸菌・pH値・味・臭気・色度及び濁度の項目については試料を採水後、検査機関による試験開始までの時間は告示法(厚生労働省告示第 261 号)に従い、12 時間以内で実施されるようにしています。

採取及び運搬方法の詳細については「定期(臨時)水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

③ 臨時検査の取扱い

水質異常時の対応〔別紙-3〕に従い、臨時及び緊急の水質検査依頼があった場合、その都度検査機関と協議の上検査項目等を確認し、速やかな対応に努めています。

尚、詳細については「定期(臨時)水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

・委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査機関には、検査結果の根拠となる資料(分析チャート等)をいつでも閲覧できる状況にし、分析が的確に実施されているか否かを確認するために「日常業務確認調査」の立ち入りを求めることが出来るようにしています。

表-1(1)

令和6年度 水質検査予定表〈浄水〉

検査箇所名		検査月	4月	5月	6月	7月
赤村	大内田浄水場 浄水池		省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン PFOS 及び PFOA	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	浄水全51項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
川崎町	川崎浄水場 川崎配水池系 池尻地区		省略不可9項目	省略不可9項目	浄水全51項目 従属栄養細菌 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン 放射性物質
	島廻受水池 号四郎配水池系 三井地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌	省略不可9項目
	新真崎受水池 真崎配水池系 田原地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・アルミニウム 2-MIB・ジェオスミン 従属栄養細菌	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
田川市	伊田浄水場 場内配水池系 和田地区		省略不可9項目 クリプトスポリジウム等 PFOS 及び PFOA	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 フッ素・アルミニウム 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
	伊田浄水場 場内配水池(No.2、No.3)系 平原地区		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム
	黄金ヶ丘受水池 伊加利地区赤子		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	浄水受水全30項目
	黄金ヶ丘受水池 夏吉配水池系 上の原地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	黄金ヶ丘受水池 猪位金配水池系 角銅原地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	黄金ヶ丘受水池 猪位金配水池-金国配水池系 坂谷地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	松原受水池系 桜ヶ丘地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム	省略不可9項目
	丸山浄水場 場内配水池系 位登地区		省略不可9項目 PFOS 及び PFOA	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
糸田町	原浄水場 原受水池系 低地区配水池-高地区配水池系 大熊地区		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 鉄・ヒ素・アルミニウム 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
	原浄水場 原受水池系 低地区配水池系 北区地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	金山受水池系 谷川地区		省略不可9項目	省略不可9項目	浄水受水全30項目 従属栄養細菌 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 従属栄養細菌
	金山受水池 木ノ実配水池系 木ノ実地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	金山受水池 西部第2号配水池系 西部地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
福智町	伊方浄水場・上金田受水池 伊方配水池-朝倉配水池系 東ヶ丘地区		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン PFOS 及び PFOA	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン 放射性物質	浄水全51項目 従属栄養細菌 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目
	伊方浄水場・上金田受水池 伊方配水池系 古門地区		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
	伊方・弁城浄水場・上金田受水池 伊方配水池-野地配水池系 迫地区		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・ヒ素 アルミニウム	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・ヒ素 アルミニウム 2-MIB・ジェオスミン

弁城・伊方浄水場・上金田受水池 上弁城配水池系 上弁城地区	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
上金田受水池 金田地区	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム・鉛	省略不可9項目	省略不可9項目	浄水受水28項目
神崎高区受水池 笹尾地区	省略不可9項目	省略不可9項目	浄水受水全30項目	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
神崎高区受水池 神崎中区配水池系 南木地区	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目	省略不可9項目	省略不可9項目
神崎高区受水池 神崎低区配水池系 田ノ口地区	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
上河原浄水場 市場配水池系 草場地区	省略不可9項目 マンガン	省略不可9項目 マンガン	浄水全51項目 従属栄養細菌 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 マンガン 2-MIB・ジェオスミン
上桜・上河原浄水場 赤池低区配水池系 貴船地区	省略不可9項目 蒸発残留物・マンガン PFOS 及び PFOA	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 ナトリウム・マンガン	省略不可9項目 蒸発残留物・マンガン 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 蒸発残留物・マンガン 2-MIB・ジェオスミン
上桜・上河原浄水場 赤池高区受水池系 生力地区	浄水全51項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・マンガン
上野天郷受水池 上野低区配水池系 高見台地区	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
上野天郷受水池 上野高区配水池系 堀田地区	省略不可9項目 総トリハロメタン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目	浄水全51項目 従属栄養細菌 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 2-MIB・ジェオスミン 従属栄養細菌
上野天郷受水池 上野高区配水池 - 鋤木田配水池系 鋤木田地区	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目	省略不可9項目	省略不可9項目

表-1(2)

令和6年度 水質検査予定表〈浄水〉

検査箇所名		検査月	8月	9月	10月	11月
赤村	大内田浄水場 浄水池		省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	浄水全51項目 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン
川崎町	川崎浄水場 川崎配水池系 池尻地区		省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・ヒ素 アルミニウム 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目	省略不可9項目 PFOS 及び PFOA
	島廻受水池 号四郎配水池系 三井地区		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	新真崎受水池 真崎配水池系 田原地区		省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・アルミニウム 2-MIB・ジェオスミン 従属栄養細菌	省略不可9項目	省略不可9項目
田川市	伊田浄水場 場内配水池系 和田地区		浄水全51項目 従属栄養細菌 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン 放射性物質	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン クリプトスポリジウム等	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 フッ素・アルミニウム
	伊田浄水場 場内配水池(No.2、No.3)系 平原地区		省略不可9項目	省略不可9項目	浄水全51項目	省略不可9項目
	黄金ヶ丘受水池 伊加利地区赤子		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム	省略不可9項目
	黄金ヶ丘受水池 夏吉配水池系 上の原地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	黄金ヶ丘受水池 猪位金配水池系 角銅原地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	黄金ヶ丘受水池 猪位金配水池一金国配水池系 坂谷地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	松原受水池系 桜ヶ丘地区		省略不可9項目	浄水受水全30項目	省略不可9項目	省略不可9項目
丸山浄水場 場内配水池系 位登地区		浄水全51項目 従属栄養細菌 クリプトスポリジウム等 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン 放射性物質	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム	
糸田町	原浄水場 原受水池系 低地区配水池系-高地区配水池系 大熊地区		浄水全51項目 従属栄養細菌 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 鉄・ヒ素・アルミニウム
	原浄水場 原受水池系 低地区配水池系 北区地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	金山受水池系 谷川地区		省略不可9項目 従属栄養細菌	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 従属栄養細菌 アルミニウム	省略不可9項目 従属栄養細菌	省略不可9項目
	金山受水池 木ノ実配水池系 木ノ実地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	金山受水池 西部第2号配水池系 西部地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
福智町	伊方浄水場・上金田受水池 伊方配水池系-朝倉配水池系 東ヶ丘地区		省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目
	伊方浄水場・上金田受水池 伊方配水池系 古門地区		浄水全51項目 従属栄養細菌 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム
	伊方・弁城浄水場・上金田受水池 伊方配水池系-野地配水池系 迫地区		省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	浄水全51項目 従属栄養細菌 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目 放射性物質	省略不可9項目
	弁城・伊方浄水場・上金田受水池 上弁城配水池系 上弁城地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目

上金田受水池 金田地区	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム・鉛	省略不可9項目
神崎高区受水池 世尾地区	省略不可9項目 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 2-MIB・ジェオスミン アルミニウム・鉛	省略不可9項目	省略不可9項目
神崎高区受水池 神崎中区配水池系 南木地区	省略不可9項目 消毒副生成物12項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目
神崎高区受水池 神崎低区配水池系 田ノ口地区	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
上河原浄水場 市場配水池系 草場地区	省略不可9項目 マンガン 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・マンガン 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 マンガン	省略不可9項目 マンガン
上桜・上河原浄水場 赤池低区配水池系 貴船地区	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 ナトリウム・マンガン 2-MIB・ジェオスミン 従属栄養細菌	省略不可9項目 蒸発残留物・マンガン 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 蒸発残留物・マンガン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 ナトリウム・マンガン
上桜・上河原浄水場 赤池高区受水池系 生力地区	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・マンガン	省略不可9項目
上野天郷受水池 上野低区配水池系 高見台地区	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
上野天郷受水池 上野高区配水池系 堀田地区	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 2-MIB・ジェオスミン 従属栄養細菌	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・アルミニウム 2-MIB・ジェオスミン 従属栄養細菌	省略不可9項目 総トリハロメタン	省略不可9項目 総トリハロメタン
上野天郷受水池 上野高区配水池 一鋤木田配水池系 鋤木田地区	省略不可9項目 消毒副生成物12項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目

表-1(3)

令和6年度 水質検査予定表〈浄水〉

検査箇所名		検査月	12月	1月	2月	3月
赤村	大内田浄水場 浄水池		浄水49項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目	省略不可9項目	浄水49項目 おいしい水等の目標10項目
	川崎浄水場 川崎配水池系 池尻地区		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・ヒ素 アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・ヒ素 アルミニウム
川崎町	島邇受水池 号四郎配水池系 三井地区		浄水受水28項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目
	新真崎受水池 真崎配水池系 田原地区		浄水全51項目 従属栄養細菌 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・アルミニウム 従属栄養細菌
田川市	伊田浄水場 場内配水池系 和田地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 フッ素・アルミニウム	省略不可9項目
	伊田浄水場 場内配水池系(No.2、No.3)系 平原地区		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目
	黄金ヶ丘受水池 伊加利地区赤子		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目
	黄金ヶ丘受水池 夏吉配水池系 上の原地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	黄金ヶ丘受水池 猪位金配水池系 角銅原地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	黄金ヶ丘受水池 猪位金配水池系-金国配水池系 坂谷地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	松原受水池系 桜ヶ丘地区		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム
丸山浄水場 場内配水池系 位登地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム クリプトスポリジウム等	省略不可9項目	
糸田町	原浄水場 原受水池系 低地区配水池系-高地区配水池系 大熊地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 鉄・ヒ素・アルミニウム 放射性物質	省略不可9項目
	原浄水場 原受水池系 低地区配水池系 北区地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	金山受水池系 谷川地区		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム
	金山受水池 木ノ実配水池系 木ノ実地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	金山受水池 西部第2号配水池系 西部地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
福智町	伊方浄水場・上金田受水池 伊方配水池系-朝倉配水池系 東ヶ丘地区		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目
	伊方浄水場・上金田受水池 伊方配水池系 古門地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度 アルミニウム	省略不可9項目
	伊方・弁城浄水場・上金田受水池 伊方配水池系-野地配水池系 迫地区		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・ヒ素 アルミニウム PFOS 及び PFOA	省略不可9項目	省略不可9項目
	弁城・伊方浄水場・上金田受水池 上弁城配水池系 上弁城地区		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目

上金田受水池 金田地区	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム・鉛	省略不可9項目	省略不可9項目
神崎高区受水池 笹尾地区	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム・鉛	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 アルミニウム・鉛
神崎高区受水池 神崎中区配水池系 南木地区	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目	省略不可9項目
神崎高区受水池 神崎低区配水池系 田ノ口地区	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
上河原浄水場 市場配水池系 草場地区	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・マンガン	省略不可9項目 マンガン	省略不可9項目 マンガン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・マンガン
上桜・上河原浄水場 赤池低区配水池系 貴船地区	省略不可9項目 蒸発残留物・マンガン	省略不可9項目 蒸発残留物・マンガン	浄水全51項目 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目 放射性物質	省略不可9項目 蒸発残留物・マンガン
上桜・上河原浄水場 赤池高区受水池系 生力地区	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・マンガン	省略不可9項目	省略不可9項目
上野天郷受水池 上野低区配水池系 高見台地区	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
上野天郷受水池 上野高区配水池系 堀田地区	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・アルミニウム 従属栄養細菌 放射性物質	省略不可9項目 総トリハロメタン	省略不可9項目 総トリハロメタン 遊離炭酸	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・アルミニウム 従属栄養細菌
上野天郷受水池 上野高区配水池 一鋤木田配水池系 鋤木田地区	省略不可9項目	浄水受水28項目 水質管理目標設定3項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目	省略不可9項目

表-1(4)

令和6年度 水質検査予定表〈原水〉

検査箇所名		検査月	4月	5月	6月	7月
赤村 (大内田浄水場)	着水井		省略不可9項目 マンガン・溶存マンガン・鉄 NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験	省略不可9項目 マンガン・溶存マンガン・鉄 NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験 ピコプランクトン 2-MIB・ジェオスミン 大腸菌・嫌気性芽胞菌	原水全40項目 溶存マンガン NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験 ピコプランクトン クリプトスポリジウム等 水質管理目標設定9項目 農薬類・ダイオキシン類	省略不可9項目 マンガン・溶存マンガン・鉄 NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験 ピコプランクトン 2-MIB・ジェオスミン
	活性炭吸着池 通水前処理水		総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン
	No.1 活性炭吸着池 処理水		総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン
	No.2 活性炭吸着池 処理水		総トリハロメタン			総トリハロメタン
	No.3 活性炭吸着池 処理水			総トリハロメタン		
	No.4 活性炭吸着池 処理水				総トリハロメタン	
	No.5 活性炭吸着池 処理水		総トリハロメタン			総トリハロメタン
川崎町	川崎浄水場 川崎水源 (中元寺川表流水)			NH4-N・TOC・E260	大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等	原水全40項目 水質管理目標設定9項目
	真崎岩鼻水源(浅井戸)		省略不可9項目		省略不可9項目	
田川市	伊田浄水場 川宮水源浅井戸			大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等		
	伊田浄水場 田原水源 陣屋ダム放流水				NH4-N・TOC・E260 大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等 農薬類	
	伊田浄水場 成道寺水源表流水				NH4-N・TOC・E260 農薬類	大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等
	伊田浄水場 着水井(混合)				ピコプランクトン	ピコプランクトン
	丸山浄水場 位登水源伏流水		クリプトスポリジウム等			大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等
糸田町	原浄水場 6号水源(深井戸)			大腸菌・嫌気性芽胞菌 ヒ素		
	原浄水場 7号水源(深井戸)					
福智町	伊方浄水場 遠賀川水系白髪川(表流水)		NH4-N・TOC・E260		原水全40項目 水質管理目標設定9項目 農薬類	NH4-N・TOC・E260 大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等
	伊方浄水場 伊方水源(浅井戸)		大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等		原水全40項目	
	弁城浄水場 遠賀川水系弁城川(表流水)		NH4-N・TOC・E260		原水全40項目 水質管理目標設定9項目	NH4-N・TOC・E260 大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等
	上金田浄水場 彦山川取水井(伏流水) -予備水源-				原水全40項目	
	上河原浄水場 上河原水源(伏流水)			大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等		原水全40項目 水質管理目標設定9項目
	上桜浄水場 貴船水源(浅井戸)			大腸菌・嫌気性芽胞菌		
	天郷浄水場 天郷1号取水井戸			遊離炭酸		
	天郷浄水場 天郷2号取水井戸			遊離炭酸		
	天郷浄水場 天郷3号取水井戸			遊離炭酸		
	天郷浄水場 着水井 深井戸混合 -予備水源-			大腸菌・嫌気性芽胞菌		

令和6年度 水質検査予定表〈原水〉

検査箇所名		検査月	8月	9月	10月	11月
赤村 (大内田浄水場)	着水井		省略不可9項目 マンガン・溶存マンガン・鉄 NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験 ピコプランクトン 2-MIB・ジェオスミン 農薬類	省略不可9項目 マンガン・溶存マンガン・鉄 NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験 ピコプランクトン 2-MIB・ジェオスミン クリプトスポリジウム等	省略不可9項目 マンガン・溶存マンガン・鉄 NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験 ピコプランクトン 2-MIB・ジェオスミン	省略不可9項目 マンガン・溶存マンガン・鉄 NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験 ピコプランクトン 2-MIB・ジェオスミン 大腸菌・嫌気性芽胞菌
	活性炭吸着池 通水前処理水		総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン
	No.1 活性炭吸着池 処理水		総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン
	No.2 活性炭吸着池 処理水				総トリハロメタン	
	No.3 活性炭吸着池 処理水		総トリハロメタン			総トリハロメタン
	No.4 活性炭吸着池 処理水			総トリハロメタン		
	No.5 活性炭吸着池 処理水				総トリハロメタン	
川崎町	川崎浄水場 川崎水源 (中元寺川表流水)		NH4-N・TOC・E260			NH4-N・TOC・E260
	真崎岩鼻水源(浅井戸)		省略不可9項目		省略不可9項目	
田川市	伊田浄水場 川宮水源浅井戸			原水全40項目		大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等
	伊田浄水場 田原水源 陣屋ダム放流水		原水全40項目 農薬類	NH4-N・TOC・E260		
	伊田浄水場 成道寺水源表流水		原水全40項目 農薬類	NH4-N・TOC・E260		
	伊田浄水場 着水井(混合)		水質管理目標設定9項目 ピコプランクトン	ピコプランクトン	ダイオキシン類	
	丸山浄水場 位登水源伏流水		原水全40項目 水質管理目標設定9項目		クリプトスポリジウム等	
糸田町	原浄水場 6号水源(深井戸)		大腸菌・嫌気性芽胞菌 ヒ素			大腸菌・嫌気性芽胞菌 ヒ素
	原浄水場 7号水源(深井戸)					
福智町	伊方浄水場 遠賀川水系白髪川(表流水)		農薬類		NH4-N・TOC・E260	
	伊方浄水場 伊方水源(浅井戸)				大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等	
	弁城浄水場 遠賀川水系弁城川(表流水)				NH4-N・TOC・E260	
	上金田浄水場 彦山川取水井(伏流水) -予備水源-		大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等			
	上河原浄水場 上河原水源(伏流水)		大腸菌・嫌気性芽胞菌			大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等
	上桜浄水場 貴船水源(浅井戸)		大腸菌・嫌気性芽胞菌			大腸菌・嫌気性芽胞菌
	天郷浄水場 天郷1号取水井戸		遊離炭酸			遊離炭酸
	天郷浄水場 天郷2号取水井戸		遊離炭酸			遊離炭酸
	天郷浄水場 天郷3号取水井戸		遊離炭酸			遊離炭酸
	天郷浄水場 着水井 深井戸混合 -予備水源-		大腸菌・嫌気性芽胞菌			大腸菌・嫌気性芽胞菌

表-1(6)

令和6年度 水質検査予定表〈原水〉

検査箇所名		検査月	12月	1月	2月	3月
赤村 (大内田浄水場)	着水井		原水全40項目 溶存マンガン NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験 クリプトスポリジウム等	省略不可9項目 マンガン・溶存マンガン・鉄 NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験 水質管理目標設定9項目	省略不可9項目 マンガン・溶存マンガン・鉄 NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験	省略不可9項目 マンガン・溶存マンガン・鉄 NH4-N・EC・臭気強度 E260・浮遊物質・生物試験 クリプトスポリジウム等
	活性炭吸着池 通水前処理水		総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン
	No.1 活性炭吸着池 処理水		総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン	総トリハロメタン
	No.2 活性炭吸着池 処理水			総トリハロメタン		
	No.3 活性炭吸着池 処理水				総トリハロメタン	
	No.4 活性炭吸着池 処理水		総トリハロメタン			総トリハロメタン
No.5 活性炭吸着池 処理水			総トリハロメタン			
川崎町	川崎浄水場 川崎水源 (中元寺川表流水)		大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等		NH4-N・TOC・E260	
	真崎岩鼻水源(浅井戸)		省略不可9項目		省略不可9項目	
田川市	伊田浄水場 川宮水源浅井戸					
	伊田浄水場 田原水源 陣屋ダム放流水		NH4-N・TOC・E260 大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等			NH4-N・TOC・E260
	伊田浄水場 成道寺水源表流水		NH4-N・TOC・E260	大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等		NH4-N・TOC・E260
	伊田浄水場 着水井(混合)					
	丸山浄水場 位登水源伏流水			大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等		
糸田町	原浄水場 6号水源(深井戸)		原水全40項目		大腸菌・嫌気性芽胞菌 ヒ素	
	原浄水場 7号水源(深井戸)		原水全40項目			
福智町	伊方浄水場 遠賀川水系白髪川(表流水)			NH4-N・TOC・E260 大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等		
	伊方浄水場 伊方水源(浅井戸)					
	弁城浄水場 遠賀川水系弁城川(表流水)			NH4-N・TOC・E260 大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等		
	上金田浄水場 彦山川取水井(伏流水) -予備水源-				大腸菌・嫌気性芽胞菌 クリプトスポリジウム等	
	上河原浄水場 上河原水源(伏流水)				大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	上桜浄水場 貴船水源(浅井戸)			原水全40項目 水質管理目標設定9項目	大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	天郷浄水場 天郷1号取水井戸				遊離炭酸	
	天郷浄水場 天郷2号取水井戸				遊離炭酸	
	天郷浄水場 天郷3号取水井戸				遊離炭酸	
天郷浄水場 着水井 深井戸混合 -予備水源-			原水全40項目 水質管理目標設定9項目	大腸菌・嫌気性芽胞菌		

表-2(1)

浄水における検査項目と検査頻度		浄水全51項目	省略不可9項目	消毒副生成物12項目	浄水施設の出口等で確認できる21項目	過去の水質状況により検査頻度が変わる28項目	大内田浄水場 浄水池	川崎配水池系 池尻地区	号四郎配水池系 三井地区	真崎配水池系 田原地区	伊田浄水場内配水池系 和田地区	伊田浄水場内2・3配水池系 平原地区	黄金ヶ丘受水池系 伊加刈地区赤子	夏吉配水池系 上の原地区	猪位金配水池系 角銅原地区	猪位金・金国配水池系 坂谷地区
水質基準項目	基準値 (mg/L)															
一般細菌	100個	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
大腸菌	不検出	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
塩化物イオン	200	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
pH値	5.8-8.6	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
味	異常でない	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
臭気	異常でない	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
色度	5	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
濁度	2	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
クロロホルム	0.06	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
ジブロモクロロメタン	0.1	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
ブロモジクロロメタン	0.03	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
ブロモホルム	0.09	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
総トリハロメタン	0.1	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
クロロ酢酸	0.02	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
トリクロロ酢酸	0.03	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
ジクロロ酢酸	0.03	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
ホルムアルデヒド	0.08	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
臭素酸	0.01	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
塩素酸	0.6	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○		○			4	4	4	4	4	4	4			
1,4-ジオキサン	0.05	○			○	○	4	1		1	1	1				
四塩化炭素	0.002	○			○	○	4	1		1	1	1				
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	○			○	○	4	1		1	1	1				
ジクロロメタン	0.02	○			○	○	4	1		1	1	1				
テトラクロロエチレン	0.01	○			○	○	4	1		1	1	1				
トリクロロエチレン	0.01	○			○	○	4	1		1	1	1				
ベンゼン	0.01	○			○	○	4	1		1	1	1				
亜硝酸態窒素	0.04	○			○	○	4	1		1	1	1				
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			○	○	4	1		1	1	1				
カドミウム及びその化合物	0.003	○			○	○	4	1		1	1	1				
水銀及びその化合物	0.0005	○			○	○	4	1		1	1	1				
セレン及びその化合物	0.01	○			○	○	4	1		1	1	1				
ヒ素及びその化合物	0.01	○			○	○	4	4		1	1	1				
フッ素及びその化合物	0.8	○			○	○	4	1		1	4	1				
ホウ素及びその化合物	1	○			○	○	4	1		1	1	1				
ナトリウム及びその化合物	200	○			○	○	4	1		1	1	1				
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○			○	○	4	4		1	4	4				
蒸発残留物	500	○			○	○	4	4		4	4	4				
陰イオン界面活性剤	0.2	○			○	○	4	1		1	1	1				
非イオン界面活性剤	0.02	○			○	○	4	1		1	1	1				
フェノール類	0.005	○			○	○	4	1		1	1	1				
マンガン及びその化合物	0.05	○			○	○	4	1	1	1	1	1	1			
鉛及びその化合物	0.01	○			○	○	4	1	1	1	1	1	1			
六価クロム化合物	0.02	○			○	○	4	1	1	1	1	1	1			
亜鉛及びその化合物	1	○			○	○	4	1	1	1	1	1	1			
アルミニウム及びその化合物	0.2	○			○	○	4	4	1	4	4	4	4			
鉄及びその化合物	0.3	○			○	○	4	1	1	1	1	1	1			
銅及びその化合物	1	○			○	○	4	1	1	1	1	1	1			
ジェオスミン	0.00001	○					8	4		5	6	1	1			
2-メチルイソボルネオール	0.00001	○					8	4		5	6	1	1			

表-2(2)

浄水における検査項目と検査頻度		浄水全51項目	省略不可9項目	消毒副生成物12項目	浄水施設の出口等で確認できる21項目	過去の水质状況により検査頻度が変わる28項目	松原受水池 桜ヶ丘地区	丸山浄水場内配水池系 位登地区	原受水池系 配水池系 低地区 高地区 大熊地区	原受水池系 北地区 低地区 配水池系	金山受水池系 谷川地区	木ノ実配水池系 木ノ実地区	西部第2号配水池系 西部地区	朝倉配水池系 東ヶ丘地区	伊方配水池系 古門地区	伊方野地配水池系 迫地区
水质基準項目	基準値 (mg/L)															
一般細菌	100個	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
大腸菌	不検出	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
塩化物イオン	200	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
pH値	5.8-8.6	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
味	異常でない	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
臭気	異常でない	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
色度	5	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
濁度	2	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
クロロホルム	0.06	○		○			4	4	4		4			4	4	4
ジブロモクロロメタン	0.1	○		○			4	4	4		4			4	4	4
ブロモジクロロメタン	0.03	○		○			4	4	4		4			4	4	4
ブロモホルム	0.09	○		○			4	4	4		4			4	4	4
総トリハロメタン	0.1	○		○			4	4	4		4			4	4	4
クロロ酢酸	0.02	○		○			4	4	4		4			4	4	4
トリクロロ酢酸	0.03	○		○			4	4	4		4			4	4	4
ジクロロ酢酸	0.03	○		○			4	4	4		4			4	4	4
ホルムアルデヒド	0.08	○		○			4	4	4		4			4	4	4
臭素酸	0.01	○		○			4	4	4		4			4	4	4
塩素酸	0.6	○		○			4	4	4		4			4	4	4
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○		○			4	4	4		4			4	4	4
1,4-ジオキサン	0.05	○			○	○		1	1					1	1	1
四塩化炭素	0.002	○			○	○		1	1					1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	○			○	○		1	1					1	1	1
ジクロロメタン	0.02	○			○	○		1	1					1	1	1
テトラクロロエチレン	0.01	○			○	○		1	1					1	1	1
トリクロロエチレン	0.01	○			○	○		1	1					1	1	1
ベンゼン	0.01	○			○	○		1	1					1	1	1
亜硝酸態窒素	0.04	○			○	○		1	1					1	1	1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			○	○		1	1					1	1	1
カドミウム及びその化合物	0.003	○			○	○		1	1					1	1	1
水銀及びその化合物	0.0005	○			○	○		1	1					1	1	1
セレン及びその化合物	0.01	○			○	○		1	1					1	1	1
ヒ素及びその化合物	0.01	○			○	○		1	4					1	1	4
フッ素及びその化合物	0.8	○			○	○		1	1					1	1	1
ホウ素及びその化合物	1	○			○	○		1	1					1	1	1
ナトリウム及びその化合物	200	○			○	○		1	1					1	1	1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○			○	○		4	4					4	4	4
蒸発残留物	500	○			○	○		4	4					4	4	4
陰イオン界面活性剤	0.2	○			○	○		1	1					1	1	1
非イオン界面活性剤	0.02	○			○	○		1	1					1	1	1
フェノール類	0.005	○			○	○		1	1					1	1	1
マンガン及びその化合物	0.05	○			○	○	1	1	1		1			1	1	1
鉛及びその化合物	0.01	○			○	○	1	1	1		1			1	1	1
六価クロム化合物	0.02	○			○	○	1	1	1		1			1	1	1
亜鉛及びその化合物	1	○			○	○	1	1	1		1			1	1	1
アルミニウム及びその化合物	0.2	○			○	○	4	4	4		4			4	4	4
鉄及びその化合物	0.3	○			○	○	1	1	4		1			1	1	1
銅及びその化合物	1	○			○	○	1	1	1		1			1	1	1
ジェオスミン	0.00001	○					1	6	6		1			6	6	6
2-メチルイソボルネオール	0.00001	○					1	6	6		1			6	6	6

表-2(3)

浄水における検査項目と検査頻度		浄水全51項目	省略不可9項目	消毒副生成物12項目	浄水施設の出口等で確認できる21項目	過去の水质状況により検査頻度が変わる28項目	上弁城配水池系	上金田受水池	神崎高区受水池	神崎中区配水池系	神崎低区配水池系	市場配水池系	赤池低区配水池系	赤池高区受水池系	上野低区配水池系	上野高区配水池系	上野高区鉢木田配水池系
水质基準項目	基準値(mg/L)						上弁城地区	金田地区	世尾地区	南木地区	田ノ口地区	草場地区	貴船地区	生力地区	高見台地区	堀田地区	鉢木田地区
一般細菌	100個	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
大腸菌	不検出	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
塩化物イオン	200	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
pH値	5.8-8.6	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
味	異常でない	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
臭気	異常でない	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
色度	5	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
濁度	2	○	○				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
クロロホルム	0.06	○		○				4	4	4		4	4	4		12	4
ジブロモクロロメタン	0.1	○		○				4	4	4		4	4	4		12	4
ブロモジクロロメタン	0.03	○		○				4	4	4		4	4	4		12	4
ブロモホルム	0.09	○		○				4	4	4		4	4	4		12	4
総トリハロメタン	0.1	○		○				4	4	4		4	4	4		12	4
クロロ酢酸	0.02	○		○				4	4	4		4	4	4		7	4
トリクロロ酢酸	0.03	○		○				4	4	4		4	4	4		7	4
ジクロロ酢酸	0.03	○		○				4	4	4		4	4	4		7	4
ホルムアルデヒド	0.08	○		○				4	4	4		4	4	4		7	4
臭素酸	0.01	○		○				4	4	4		4	4	4		7	4
塩素酸	0.6	○		○				4	4	4		4	4	4		7	4
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○		○				4	4	4		4	4	4		7	4
1,4-ジオキサン	0.05	○			○	○						1	1	1		1	
四塩化炭素	0.002	○			○	○						1	1	1		1	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	○			○	○						1	1	1		1	
ジクロロメタン	0.02	○			○	○						1	1	1		1	
テトラクロロエチレン	0.01	○			○	○						1	1	1		1	
トリクロロエチレン	0.01	○			○	○						1	1	1		1	
ベンゼン	0.01	○			○	○						1	1	1		1	
亜硝酸態窒素	0.04	○			○	○						1	1	1		1	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			○	○						1	1	1		1	
カドミウム及びその化合物	0.003	○			○	○						1	1	1		1	
水銀及びその化合物	0.0005	○			○	○						1	1	1		1	
セレン及びその化合物	0.01	○			○	○						1	1	1		1	
ヒ素及びその化合物	0.01	○			○	○						1	1	1		1	
フッ素及びその化合物	0.8	○			○	○						1	1	1		1	
ホウ素及びその化合物	1	○			○	○						1	1	1		1	
ナトリウム及びその化合物	200	○			○	○						1	4	1		1	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○			○	○						4	4	4		1	
蒸発残留物	500	○			○	○						4	12	4		4	
陰イオン界面活性剤	0.2	○			○	○						1	1	1		1	
非イオン界面活性剤	0.02	○			○	○						1	1	1		1	
フェノール類	0.005	○			○	○						1	1	1		1	
マンガン及びその化合物	0.05	○			○	○		1	1			12	12	4	1	1	1
鉛及びその化合物	0.01	○			○	○		4	4			1	1	1	1	1	1
六価クロム化合物	0.02	○			○	○		1	1			1	1	1	1	1	1
亜鉛及びその化合物	1	○			○	○		1	1			1	1	1	1	1	1
アルミニウム及びその化合物	0.2	○			○	○		4	4			1	1	1	1	4	1
鉄及びその化合物	0.3	○			○	○		1	1			1	1	1	1	1	1
銅及びその化合物	1	○			○	○		1	1			1	1	1	1	1	1
ジェオスミン	0.00001	○							4			4	5	1		4	
2-メチルイソボルネオール	0.00001	○							4			4	5	1		4	

表-3(1)

原水における検査項目と検査頻度	原水全40項目	省略不可9項目	大内田浄水場 着水井	川崎水源(表流水)	真崎石鼻水源(浅井戸)	川宮水源(浅井戸)	田原水源(陣屋ダム放流水)	成道寺水源(表流水)	伊田浄水場 着水井	位登水源(伏流水)	原浄水場 6号水源(深井戸)	原浄水場 7号水源(深井戸)
水質基準項目												
一般細菌	○	○	12	1	6	1	1	1		1	1	1
大腸菌	○	○	12	1	6	1	1	1		1	1	1
塩化物イオン	○	○	12	1	6	1	1	1		1	1	1
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	12	5	6	1	5	5		1	1	1
pH値	○	○	12	1	6	1	1	1		1	1	1
味	○	○	12	1	6	1	1	1		1	1	1
臭気	○	○	12	1	6	1	1	1		1	1	1
色度	○	○	12	1	6	1	1	1		1	1	1
濁度	○	○	12	1	6	1	1	1		1	1	1
シアン化物イオン及び塩化シアン	○		2	1		1	1	1		1	1	1
1,4-ジオキサン	○		2	1		1	1	1		1	1	1
四塩化炭素	○		2	1		1	1	1		1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○		2	1		1	1	1		1	1	1
ジクロロメタン	○		2	1		1	1	1		1	1	1
テトラクロロエチレン	○		2	1		1	1	1		1	1	1
トリクロロエチレン	○		2	1		1	1	1		1	1	1
ベンゼン	○		2	1		1	1	1		1	1	1
亜硝酸態窒素	○		2	1		1	1	1		1	1	1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		2	1		1	1	1		1	1	1
カドミウム及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
水銀及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
セレン及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
ヒ素及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	5	1
フッ素及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
ホウ素及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
ナトリウム及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○		2	1		1	1	1		1	1	1
蒸発残留物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
陰イオン界面活性剤	○		2	1		1	1	1		1	1	1
非イオン界面活性剤	○		2	1		1	1	1		1	1	1
フェノール類	○		2	1		1	1	1		1	1	1
マンガン及びその化合物	○		12	1		1	1	1		1	1	1
鉛及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
六価クロム化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
亜鉛及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
アルミニウム及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
鉄及びその化合物	○		12	1		1	1	1		1	1	1
銅及びその化合物	○		2	1		1	1	1		1	1	1
ジェオスミン	○		8	1		1	1	1		1	1	1
2-メチルイソボルネオール	○		8	1		1	1	1		1	1	1

表-3(2)

原水における検査項目と検査頻度	原水全40項目	省略不可9項目	遠賀川水系白髪川(表流水)	伊予水源(浅井戸)	遠賀川水系并城川(表流水)	彦山川取水井(伏流水)予備水源	上河原水源(伏流水)	貴船水源(浅井戸)	天郷1号取水井戸(深井戸)予備水源	天郷2号取水井戸(深井戸)予備水源	天郷3号取水井戸(深井戸)予備水源	天郷浄水場 着水井(深井戸)混合予備水源
水質基準項目												
一般細菌	○	○	1	1	1	1	1	1				1
大腸菌	○	○	1	1	1	1	1	1				1
塩化物イオン	○	○	1	1	1	1	1	1				1
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	5	1	5	1	1	1				1
pH値	○	○	1	1	1	1	1	1				1
味	○	○	1	1	1	1	1	1				1
臭気	○	○	1	1	1	1	1	1				1
色度	○	○	1	1	1	1	1	1				1
濁度	○	○	1	1	1	1	1	1				1
シアン化物イオン及び塩化シアン	○		1	1	1	1	1	1				1
1,4-ジオキサン	○		1	1	1	1	1	1				1
四塩化炭素	○		1	1	1	1	1	1				1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○		1	1	1	1	1	1				1
ジクロロメタン	○		1	1	1	1	1	1				1
テトラクロロエチレン	○		1	1	1	1	1	1				1
トリクロロエチレン	○		1	1	1	1	1	1				1
ベンゼン	○		1	1	1	1	1	1				1
亜硝酸態窒素	○		1	1	1	1	1	1				1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		1	1	1	1	1	1				1
カドミウム及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
水銀及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
セレン及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
ヒ素及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
フッ素及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
ホウ素及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
ナトリウム及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○		1	1	1	1	1	1				1
蒸発残留物	○		1	1	1	1	1	1				1
陰イオン界面活性剤	○		1	1	1	1	1	1				1
非イオン界面活性剤	○		1	1	1	1	1	1				1
フェノール類	○		1	1	1	1	1	1				1
マンガン及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
鉛及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
六価クロム化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
亜鉛及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
アルミニウム及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
鉄及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
銅及びその化合物	○		1	1	1	1	1	1				1
ジェオスミン	○		1	1	1	1	1	1				1
2-メチルイソボルネオール	○		1	1	1	1	1	1				1

表-3(3)

原水における検査項目と検査頻度	水質管理目標9項目	大内田浄水場 着水井	川崎水源(表流水)	真崎右鼻水源(浅井戸)	川宮水源(浅井戸)	田原水源(陣屋ダム放流水)	成道寺水源(表流水)	伊田浄水場 着水井	位登水源(伏流水)	原浄水場 6号水源(深井戸)	原浄水場 7号水源(深井戸)
水質管理目標設定項目											
アンチモン及びその化合物	○	2	1					1	1		
ウラン及びその化合物	○	2	1					1	1		
ニッケル及びその化合物	○	2	1					1	1		
1,2-ジクロロエタン	○	2	1					1	1		
1,1-ジクロロエチレン	○	2	1					1	1		
トルエン	○	2	1					1	1		
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	2	1					1	1		
1,1,1-トリクロロエタン	○	2	1					1	1		
メチル-tert-ブチルエーテル	○	2	1					1	1		
二酸化塩素											
亜塩素酸											
ジクロロアセトニトリル											
抱水クロラール											
農薬類		2				2	2				
残留塩素											
カルシウム、マグネシウム等(硬度)											
マンガン及びその化合物											
遊離炭酸											
有機物(過マンガン酸カリウム消費量)											
臭気強度(TON)		12									
蒸発残留物											
濁度											
pH値											
腐食性(ランゲリア指数)											
従属栄養細菌											
アルミニウム及びその化合物											
PFOS及びPFOA											

その他項目											
浮遊物質		12									
EC(電気伝導率)		12									
E260(紫外線吸光度)		12	4			4	4				
溶存マンガン		12									
NH4-N(アンモニア性窒素)		12	4			4	4				
生物試験		12									
ピコプランクトン		7						4			
クリプトスポリジウム等(ジアルジア含む)		4	2			2	2		4		
ダイオキシン類		1						1			
大腸菌(クリプトスポリジウム等指標菌)		2	2			2	2		2	4	
嫌気性芽胞菌(クリプトスポリジウム等指標菌)		2	2			2	2		2	4	

表-3(4)

原水における検査項目と検査頻度	水質管理目標9項目	遠賀川水系白髪川(表流水)	伊方水源(浅井戸)	遠賀川水系井城川(表流水)	彦山川取水井(伏流水) 予備水源	上河原水源(伏流水)	貴船水源(浅井戸)	天郷1号取水井戸(深井戸) 予備水源	天郷2号取水井戸(深井戸) 予備水源	天郷3号取水井戸(深井戸) 予備水源	天郷浄水場 着水井 (深井戸混合) 予備水源
水質管理目標設定項目											
アンチモン及びその化合物	○	1		1		1	1				1
ウラン及びその化合物	○	1		1		1	1				1
ニッケル及びその化合物	○	1		1		1	1				1
1,2-ジクロロエタン	○	1		1		1	1				1
1,1-ジクロロエチレン	○	1		1		1	1				1
トルエン	○	1		1		1	1				1
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	1		1		1	1				1
1,1,1-トリクロロエタン	○	1		1		1	1				1
メチル-tert-ブチルエーテル	○	1		1		1	1				1
二酸化塩素											
亜塩素酸											
ジクロロアセトニトリル											
抱水クロラール											
農薬類		2									
残留塩素											
カルシウム、マグネシウム等(硬度)											
マンガン及びその化合物											
遊離炭酸								4	4	4	
有機物(過マンガン酸カリウム消費量)											
臭気強度(TON)											
蒸発残留物											
濁度											
pH値											
腐食性(ランゲリア指数)											
従属栄養細菌											
アルミニウム及びその化合物											
PFOS及びPFOA											

その他項目											
浮遊物質											
EC(電気伝導率)											
E260(紫外線吸光度)		4									
溶存マンガン											
NH4-N(アンモニア性窒素)		4									
生物試験											
ピコプランクトン											
クリプトスポリジウム等(ジアルジア含む)		2	2	2	2	2					
ダイオキシン類											
大腸菌(クリプトスポリジウム等指標菌)		2	2	2	2	4	4				4
嫌気性芽胞菌(クリプトスポリジウム等指標菌)		2	2	2	2	4	4				4

表-4(1)

水質基準項目 検査セット表

項目	基準値 (mg/L 以下)	セット項目											
一般細菌	100 以下/1ml	省略不可 9 項目	浄水全 51 項目	浄水 49 項目	※	浄水受水全 30 項目	浄水受水 28 項目						
大腸菌	検出されない												
塩化物イオン	200												
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3												
pH 値	5.8 以上 8.6 以下												
味	異常でない												
臭気	異常でない												
色度	5 度												
濁度	2 度												
クロロホルム	0.06	消毒副生成物 12 項目	浄水全 51 項目	浄水 49 項目		浄水受水全 30 項目	浄水受水 28 項目						
ジプロモクロロメタン	0.1												
プロモジクロロメタン	0.03												
プロモホルム	0.09												
総トリハロメタン	0.1												
クロロ酢酸	0.02												
トリクロロ酢酸	0.03												
ジクロロ酢酸	0.03												
ホルムアルデヒド	0.08												
臭素酸	0.01												
塩素酸	0.6												
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01												
四塩化炭素	0.002							地下水を水源とする場合の 考慮すべき 7 項目	浄水全 51 項目	浄水 49 項目	原生労働省令 第 142 号の三十八に 指示されている 28 項目	浄水受水全 30 項目	浄水受水 28 項目
1,4-ジオキサン	0.05												
ス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04												
ジクロロメタン	0.02												
テトラクロロエチレン	0.01												
トリクロロエチレン	0.01												
ベンゼン	0.01												
亜硝酸態窒素	0.04	その他原水の状況等を 考慮すべき 15 項目	浄水全 51 項目	浄水 49 項目	原生労働省令 第 142 号の三十八に 指示されている 28 項目	浄水受水全 30 項目	浄水受水 28 項目						
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10												
カドミウム及びその化合物	0.003												
水銀及びその化合物	0.0005												
セレン及びその化合物	0.01												
ヒ素及びその化合物	0.01												
フッ素及びその化合物	0.8												
ホウ素及びその化合物	1.0												
ナトリウム及びその化合物	200												
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300												
蒸発残留物	500												
陰イオン界面活性剤	0.2												
非イオン界面活性剤	0.02												
フェノール類	0.005												
マンガン及びその化合物	0.05												
鉛及びその化合物	0.01	水道用資機材・薬品からの 溶出・付加を考慮すべき 6 項目	浄水全 51 項目	浄水 49 項目	原生労働省令 第 142 号の三十八に 指示されている 28 項目	浄水受水全 30 項目	浄水受水 28 項目						
六価クロム化合物	0.02												
亜鉛及びその化合物	1.0												
アルミニウム及びその化合物	0.2												
鉄及びその化合物	0.3												
銅及びその化合物	1.0												
ジェオスミン	0.00001	停滞水を水源とする場合の 考慮すべき 2 項目	浄水全 51 項目	浄水 49 項目	原生労働省令 第 142 号の三十八に 指示されている 28 項目	浄水受水全 30 項目	浄水受水 28 項目						
2-メチルイソボルネオール	0.00001												

※ 『味』について:原水検査においては、飲料対象外のため実施しません。

水質管理目標設定項目 検査セット表

項目	目標値 (mg/L 以下)	セット項目
アンチモン及びその化合物	0.02	水質管理目標設定項目9項目 (主に原水で検査:重金属・有機物・臭気の確認)
ウラン及びその化合物	0.002(暫定)	
ニッケル及びその化合物	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.004	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	
トルエン	0.4	
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	
1,1,1-トリクロロエタン	0.3	
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	
二酸化塩素	0.6	消毒剤(企業団では、使用していない)
亜塩素酸	0.6	水質管理目標設定(消毒副生成物)3項目
ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	
抱水クロラール	0.02(暫定)	
農薬類	検出値と目標値の比の 和として、1以下	農薬
残留塩素	1	おいしい水等の目標10項目 (浄水で検査:味・臭気・腐食性の確認)
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	
マンガン及びその化合物	0.01	
遊離炭酸	20	
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	
臭気強度(TON)	3	
蒸発残留物	30以上200以下	
濁度	1	
pH値	7.5程度	
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	
従属栄養細菌	2000/1ml(暫定)	
アルミニウム及びその化合物	0.1	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和 として0.00005(暫定)	

水質管理目標設定項目：水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目

令和5年4月1日より、田川広域水道企業団(水道用水供給事業)と、
田川市・川崎町・糸田町・福智町の水道事業が統合し、

新しい「田川広域水道企業団」として

みなさまに水道水をお届けしています！

※田川広域水道企業団施設管理課維持係

〒825-8501 田川市中央町1番1号

TEL 0947-23-2143 FAX 0947-23-2148